

令和7年度

第2回 堺市アスベスト対策推進庁内委員会

令和7年7月31日

次 第

【審議事項】

令和7年度における新たな検討事項

- ①新たにレベル1アスベスト建材を発見した際の公表基準について
- ②市有建築物におけるアスベストのホームページへの掲載内容について
- ③アスベストに関する書類、建築物の図面、経過等文書の保存について
- ④各チームにおける新たな取組について

※第1回堺市アスベスト対策推進庁内委員会資料より抜粋

(1) 今回の庁内委員会で決定するもの ※第1回庁内委員会で決定済

- ①市長、副市長及び局長級職員への報告等に関する手続きについて
- ②庁内委員会の取組状況のホームページへの掲載について

(2) 各チームで検討し次回以降の庁内委員会で審議するもの

- ①新たにレベル1アスベスト建材を発見した際の公表基準について
- ②市有建築物におけるアスベストのホームページへの掲載内容について
- ③アスベストに関する書類、建築物の図面、経過等文書の保存について
- ④各チームにおける新たな取組について



今回の第2回庁内委員会で審議

※第1回堺市アスベスト対策推進庁内委員会資料より抜粋

(2) 各チームで検討し次回以降の庁内委員会で審議するもの

取組課題	対応チーム
①新たにレベル1アスベスト建材を発見した際の公表基準について	市有建築物チームで 検討
②市有建築物におけるアスベストのホームページへの掲載内容について	
③アスベストに関する書類、建築物の図面、経過等の文書の保存について	
④各チームにおける新たな取組について	各チームでテーマを設定し取り組む



今回の第2回庁内委員会で審議

■ 継続して実施する取組内容

○市有施設において、施設管理者により「点検・管理マニュアル」に沿ってアスベスト建材の定期点検を実施する。また点検結果を「共用データベース」に記録し、情報共有と管理レベルの維持向上に取り組む。

○研修を通じて、点検・管理ルールの定着に取り組む。

⇒市有建築物におけるアスベスト対応が確実に実施されるよう、統一のルールに基づき、継続的な適正管理の推進に取り組む。

■ 令和7年度における新たな検討事項

- ①新たにレベル1アスベスト建材を発見した際の公表基準について
- ②市有建築物におけるアスベストのホームページへの掲載内容について
- ③アスベストに関する書類、建築物の図面、経過等文書の保存について

①新たにレベル1アスベスト建材を発見した際の公表基準について

対応方針（案）

新たにレベル1建材が確認された際は報道提供を行う

（目的）

▶ 正確な情報提供による知識啓発と混乱・風評の防止

⇒自治体が正確な情報を速やかに伝えることで、施設利用者や周辺住民への知識啓発と不安軽減につなげる。

▶ 自治体の対応方針の説明と信頼確保

⇒率先して対応方針等を公表することで、市民等の不安解消と行政への信頼につなげる。

▶ 市民全体への情報発信

⇒幅広く周知を図り、アスベスト建材の正しい知識や解体工事等における事前調査の重要性等について啓発を行う。

②市有建築物におけるアスベストのホームページへの掲載内容について

対応方針（案）

他自治体の公表資料を参考にして、アスベスト除去状況も含め掲載する

③アスベストに関する書類、建築物の図面、経過等文書の保存について

対応方針（案）

建物の図面、経過等文書を長期保存するためのルールを作成する

（②・③の目的）

▶ 安全性の確認と市民の安心感の提供

⇒周辺住民や施設利用者に対して正確な情報を提供し、不安を軽減する。

⇒過去にレベル1アスベスト建材等が使用されていた事実を含め除去の経緯や対応状況について、ばく露から発症までが長期にわたるというアスベスト疾患の特性に適った情報の保存、公表に取り組む。



各対応方針（案）に従って取組を進める

■ 取組における基本的な考え方

アスベスト飛散の主原因であり、関連法令の規制拡充等が実施されてきた解体等工事に関し、アスベスト飛散を防止するため、解体等工事に対する補助及び監視指導を継続する。

■ 今年度の取組 …次の3項目について、法改正に伴う啓発拡充を含め、継続実施する。

【1. 吹付けアスベスト除去補助】

アスベスト飛散による市民の健康障害を防止し、生活環境の保全を図ることを目的として、市域内に存する民間建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストの分析調査及び除去等事業に要する経費の一部補助を継続実施する。

⇒広報さかい6月号において、当該補助に関する啓発を実施。

【2. 計画的な監視指導（アスベストパトロール）】

建設リサイクル法に基づく解体工事情報及びアスベスト事前調査結果報告情報を活用し、アスベスト飛散防止等の法令遵守を確認するため、解体等工事現場に対する監視指導を継続実施する。

⇒7月15日までに約400件の現場確認を実施。

※また、解体現場に対するアスベストの不安相談窓口を広報さかい9月号で啓発予定。

【3. 工作物に対する事前調査資格要件改定（令和8年1月施行）に関する周知啓発】

事前調査に資格が必要となる工作物に対し、適切な対応が取られるよう周知啓発を実施する。

⇒堺市ホームページでの広報及び全庁への通知を実施。

※また、発注部局等から入札参加者に対する通知を実施。

■ 取組における基本的な考え方

南海トラフ地震等の災害リスクが高まる中、R7.4策定の「堺市災害時アスベスト飛散防止マニュアル」に関して、内容のブラッシュアップを継続させる。（第一回委員会で承認済）

■ 今年度の取組 …近年の災害対応実例等を踏まえ、特に次の3項目を重点取組とする。

【1. 消防職員に対するアスベスト関連の知識啓発】

消防活動では、平時の活動を含め、アスベストを含有した建築物等での火災消火活動や人命救助活動を行う場合があることから、アスベストに関する知識が必要である。

⇒消防職員等を対象として勉強会等による知識啓発を実施する。

【2. ボランティア活動におけるアスベスト対応について】

ボランティア元年と言われる阪神淡路大震災から30年が経過し、当時被災地支援に従事した者のアスベスト疾患発症が懸念される中、近年の災害対応においてもボランティア等のばく露対策の不十分さが指摘されている。

⇒具体的なボランティアのばく露対策を検討する。

【3. 避難所運営におけるアスベスト対策について】

指定避難所となる市有建築物が被災により部分的に損壊した場合等には、避難者のばく露が懸念されるため、対応を検討する。

⇒避難所運営における平時及び災害時のアスベスト対応を検討する。

■ 取組における基本的な考え方

アスベストによる健康被害に不安を抱える市民に対し「堺市石綿検診」を実施し、検診受診者の自主的・継続的健康管理を支援することと合わせて、国の石綿健康被害救済制度の周知を図る。

■ 今年度の取組 …次の1～3項目について実施し、今年度は庁内に向けても周知を行う。

【1. 石綿検診の実施、受診勧奨】

環境省が実施する「石綿読影の精度に係る調査」を受託し、「堺市石綿検診」を実施する。

※今年度の検診受付締切日は8月15日(金)、広報さかい6月号・市HPにて広報を実施する。

⇒石綿関連疾患が発見できる体制を整備する。

【2. 検診受診者の健康管理支援】

検診受診者に、石綿読影の精度に係る調査の内容に即した「アスベスト健康手帳」を配布する。

⇒検診受診者の自主的、継続的な健康管理を支援する。

【3. 「石綿健康被害救済制度」の周知】

独立行政法人環境再生保全機構の「石綿健康被害救済制度」について、市HP、広報さかいで周知する。

⇒石綿関連疾患による健康被害の救済へ繋げる。

【4. 庁内施設管理部署への周知】

上記の取組に関しアスベスト対策・施設管理者研修会の場を活用して周知を行う。

⇒石綿関連健康支援施策等に関する施設管理者の理解を深める。